

「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）
（改訂案）」に関する意見募集について

令和8年5月19日

内閣府公益認定等委員会事務局・公益法人行政担当室

内閣府では、令和8年4月の公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行など、令和7年以降の公益認定制度に関する運用状況等を踏まえ、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月内閣府公益認定等委員会策定）の改訂を予定しています。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、本件に関する御意見を以下のとおり募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、公益認定等ガイドライン等の改訂の参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の対応はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けておりませんので、併せて御了承ください。

1 意見募集対象

公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（改訂案）

2 意見募集期間

令和8年5月19日（火）15時から令和8年6月18日（木）23時59分まで（郵送の場合同日必着）

3 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）(<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリック・コメント」欄に掲載します。また、プリンター等をお持ちでない方に対しては、下記の窓口において資料を配布しております（e-Gov掲載資料と同一）。

内閣府公益法人行政担当室

（東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階）

4 御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により日本語にて提出してください。

（1）インターネット上の意見募集フォームの場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://public-comment.e-gov.go.jp/>)の意見提出フォームから御提出ください。

（2）郵送の場合

以下の宛先に送付してください。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階
内閣府公益法人行政担当室「意見募集」係 宛て

(3) 電子メールによる場合

以下のメールアドレス宛にお送りください。

メールアドレス：koeki_houan.h6a※cao.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「※」と表示しております。送信の際には、「※」を「@」（半角）に変更して提出願います。

※電子メールで御意見を提出される場合には、ファイル添付ではなくメール本文に御意見を記載願います（ファイル添付によるトラブル防止のため）。

5 記入事項

郵送又は電子メールにてお送りいただく場合、以下の事項を御記入ください（様式任意）。インターネットによる場合は、意見募集フォームに沿って御記入ください。

【1】郵便番号

【2】住所（法人・団体等の場合は、主たる事業所の所在地）

【3】氏名（法人又は団体の場合は名称、代表者及び担当者の氏名）

【4】電話番号又は電子メールアドレス

【5】御意見の対象章及び御意見（理由も含め6,000文字以内）

※郵送の場合は、封筒表面に「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（改訂案）に対する意見」と朱書きいただきますようお願いいたします。

6 お寄せいただいた御意見及び個人情報の取扱いについて

お寄せいただいた御意見につきましては、公益認定等ガイドライン等の作成の参考とさせていただきますとともに、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただきます場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

御記入いただいた氏名、法人・団体名、郵便番号、住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容確認等のための連絡を目的とする場合に限り利用する場合があります。

7 問合せ先

内閣府公益法人行政担当室

担当 河合、加藤、海老、倉田 TEL：03-5403-9617